

大学入学の貯蓄可能に

厚生労働省「貧困連鎖」断つ

生活保護費

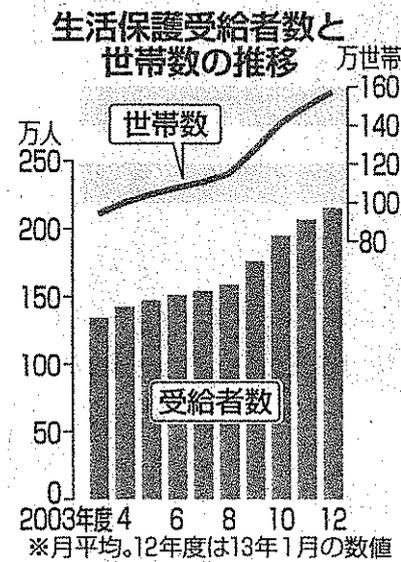
厚生労働省は13日、生活保護を受けている世帯が子どもの大学の入学金に充てるため、保護費を預貯金することを認める方針を固めた。近く都道府県などに通知する。将来の就労に役立つ進学を後押しすることで、自立できる環境を整え、親から子へとつながらる「貧困の連鎖」を断ちたい考えだ。

厚生労働省は8月から生活保護の基準額を3年かけて6・5%下げ、一方で、受給者の自立に向け、た支援に力を入れており、その一環。

ただし高校進学に向け、た学資保険などは「使用目的が生活保護の趣旨的に反しない」として認められている。今回、入学金用の預貯金を認めるのは、就労に役立つ資格を取得できる大学、専修学校、各種学

ただし高校進学に向け、た学資保険などは「使用目的が生活保護の趣旨的に反しない」として認められている。

今回、入学金用の預貯金を認めるのは、就労に役立つ資格を取得できる大学、専修学校、各種学



子どもを救う支援強化

生活保護の基準額の引き下げでは、家族の人数が多い世帯の削減幅が単身世帯より大きくなるため子育て世帯の支援の必要性が指摘されていた。

また高校卒業資格を持たない、ひとり親世帯の親が高校入学を希望する場合、教材代や授業料など就学に必要な費用を保護費として支払うことも新たに認めた。高卒の資格を得て、将来の就職や収入の増加につなげてもらうことを目指す。

厚生労働省が、子どもの大学入学金のためなら生活保護世帯の親に預貯金を認める方針を固めたのは、教育支援を柱に子どもの貧困対策を強化する政府方針の一環だ。

家庭が貧しく、十分な教育の機会に恵まれなければ、社会に出ても経済的に不利な条件で働かざるを得ないことが多いため、「貧困の連鎖」を打ち切る狙いがある。

政府は生活保護世帯向けに2013年度から、これまでで中学3年生が中期休暇中の中学生に日常生活の習慣を身につけてもらうこと、合宿や農業等の機会も提供する考えで、対策を充実させる。